

令和8年度 施業組合活動支援金制度

(東城町森林組合独自制度)

目的

組合員への利益の還元の一環として、森林施業組合管内の作業道（林道）の草刈をされた森林施業組合に、作業延長に応じて活動費をお支払いします。

支援条件

草や木の刈払い作業（刈幅は作業道の幅）
作業時期は問いません。

支援金額

作業距離に応じて森林組合が定めた単価
(100円／mかつ、一施業組合管内最大15万円まで)
草刈作業の難易度は考慮しません。
(刈った草の量・木の種類等)



手続き方法

草刈作業後に森林施業組合長が
「作業道草刈作業報告書」を森林組合へ提出してください。
草刈の場所を報告してください。（住宅地図等）
作業した状況のわかる写真を1回につき2~3枚提出してください。
(電子データでも構いません)

森林施業組合での作業が難しい場合、地域の自治振興区や青年会、消防団やスポーツ団体や任意の団体に依頼されても結構です。
(支払いは施業組合銀行口座へ振込みます。)
国、広島県、庄原市の補助金や助成金でないので、日当は当然ですが、飲食や旅行等の補填に使えます。